

## 財 産 目 録

令和 4年 3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金						
現金	現金手許有高	—	運転資金として	—	—	32,441
普通預金	伊予銀行空港通支店	—	運転資金として	—	—	72,098,162
	愛媛銀行本店営業部	—	運転資金として	—	—	440,476
定期預金	伊予銀行空港通支店	—	運転資金として	—	—	550,000,000
	小計					622,571,079
事業未収金		—	令和4年3月分 介護報酬等	—	—	57,573,832
未収補助金		—	令和3年度軽費老人ホーム事業補助金	—	—	15,123,000
前払費用		—	リサイクル預託金	—	—	7,410
流動資産合計						695,275,321
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
土地	(アテナ会拠点) 松山市保免中3丁目584番、585番、586番、587番1、583番	—	第一種社会福祉事業である、特別養護老人ホーム等に使用している	—	—	207,383,201
	(ケアハウス拠点) 松山市保免中3丁目584番、585番、586番、587番1、583番	—	第一種社会福祉事業である、軽費老人ホーム等に使用している	—	—	101,780,383
	小計					309,163,584
建物	(アテナ会拠点) 松山市保免中3丁目585番地 他	2006年度	第一種社会福祉事業である、特別養護老人ホーム等に使用している	998,540,038	468,735,234	529,804,804
	(ケアハウス拠点) 松山市保免中3丁目585番地 他	2006年度	第一種社会福祉事業である、軽費老人ホーム等に使用している	335,133,510	157,529,731	177,603,779
	小計					707,408,583
基本財産合計						1,016,572,167
<b>(2) その他の固定資産</b>						
構築物		—		26,352,183	20,621,187	5,730,996
車両運搬具	アルト他1台	—	利用者送迎用	3,747,688	3,747,686	2
器具及び備品		—		104,573,763	94,455,612	10,118,151
退職給付引当資産	普通預金 伊予銀行空港通支店	—	将来における職員の退職金の目的のために積み立てている普通預金	—	—	31,235,851
役員退職慰労引当資産	普通預金 伊予銀行空港通支店	—	将来における役員の退職金の目的のために積み立てている普通預金	—	—	28,800,000
差入保証金	多々良建志	—	駐車場用	—	—	2,500,000
その他の固定資産	ソフトウェア	—		428,750	428,750	0
	施設利用権	—		1,125,000	1,125,000	0
	小計					0
その他の固定資産合計						78,385,000
固定資産合計						1,094,957,167
資産合計						1,790,232,488
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
1年以内返済予定設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他	—		—	—	30,688,000
事業未払金	令和4年3月分社会保険料他	—		—	—	14,451,593
預り金	令和4年3月分利用者負担金他	—		—	—	1,070,662
職員預り金	令和4年3月分源泉所得税他	—		—	—	4,624,253
賞与引当金		—		—	—	20,334,000
流動負債合計						71,168,508
<b>2 固定負債</b>						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他	—		—	—	121,334,000
退職給付引当金		—		—	—	31,235,851
役員退職慰労引当金		—		—	—	28,800,000
固定負債合計						181,369,851
負債合計						252,538,359
差引純資産						1,537,694,129

## (記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車両運搬具の〇〇には、会社名と車種を記載すること。車両番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。